

肝炎対策推進協議会について

役割

- 肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）に基づき、
 - ・ 厚生労働大臣は、肝炎対策の総合的な推進を図るため、**肝炎対策の推進に関する基本的な指針（肝炎対策基本指針）を策定**しなければならない。（法9条1項）
 - ・ **肝炎対策基本指針は、次に掲げる事項について、定めるものとする。**（法9条2項）
 - ① 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の**基本的な方向**
 - ② 肝炎の**予防のための施策**に関する事項
 - ③ 肝炎**検査の実施体制及び検査能力の向上**に関する事項
 - ④ 肝炎**医療を提供する体制の確保**に関する事項
 - ⑤ 肝炎の**予防及び肝炎医療に関する人材の育成**に関する事項
 - ⑥ 肝炎に関する**調査及び研究**に関する事項
 - ⑦ 肝炎医療のための**医薬品の研究開発**の推進に関する事項
 - ⑧ 肝炎に関する**啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重**に関する事項
 - ⑨ **その他**肝炎対策の推進に関する重要事項

- **肝炎から進行した肝硬変及び肝がんの患者に対する支援の在り方**については、これらの患者に対する医療に関する状況を勘案し、今後必要に応じ、検討が加えられるものとする。（法附則2条2項）

- ・ 厚生労働大臣は、肝炎対策基本指針を策定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、**肝炎対策推進協議会の意見を聴くものとする。**（法9条3項）

構成

- 厚生労働省に、肝炎対策基本指針に関し、第9条第3項に規定する事項を処理するため、肝炎対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。（法19条）
- 委員は、**肝炎患者等及びその家族又は遺族を代表する者、肝炎医療に従事する者並びに学識経験のある者**のうちから、厚生労働大臣が任命する。（法20条2項）
- 協議会は、委員20人以内で組織する。（法20条1項）